7　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第十項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

免許の種類	使用する自動車	距離
中型免許及び準中型免許	ＡＴ自動車	五千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［略］		
中型第二種免許及び普通第二種免許	ＡＴ自動車	六千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
中型仮免許	ＡＴ自動車	千二百メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
準中型仮免許及び普通仮免許	ＡＴ自動車	二千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上

8　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

免許の種類	距離
大型免許	五千メートル以上
大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許及び大型仮免許	千二百メートル以上
［略］	

6　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第九項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

免許の種類	使用する自動車	距離
［項を加える。］		
［同上］		
普通第二種免許	ＡＴ自動車	六千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上
［項を加える。］		
普通仮免許	ＡＴ自動車	二千メートル以上
	ＡＴ自動車以外の自動車	千二百メートル以上

7　［同上］

免許の種類	距離
大型免許、中型免許及び準中型免許	五千メートル以上
大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許	千二百メートル以上
［同上］	